

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 2 回 総 会

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

第32回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年10月10日(火)

午前 9時30分～

場 所 熊野市民会館 1階

南大会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 大 江 愛 久 岡 田 住 夫

室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満 栗 原 清 志

杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 松 田 良 広

(事務局) 事務局長 吉井 敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

報 告 事 項 (1) 熊野市農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員
の定数に関する条例について

(2) 熊野市農業委員の委員及び農地利用最適化推進委員
の選任に関する規則(案)等について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

(会長より病気療養中のお見舞い等に対するお礼のあいさつ)

ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、7番松田委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第32回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、17番増田委員、18番大橋委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第32回総会総括表、3条所有権の移転は、3件で田4,502㎡、計4,502㎡でございます。合計は、3件で田4,502㎡、総合計は、4,502㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字上佃■■■■番、台帳田、現況田、面積533㎡ほか計4筆1,920㎡でございます。譲渡人は有馬町■■■■さん。理由は、高齢になり耕作困難となったためということでございます。譲受人は有馬町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも156aです。農作業歴は15年です。通作距離又は時間は、自宅より5分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大水稻栽培をするということでございます。

2番、飛鳥町野口字中ノ切■■■■番、台帳田、現況田、面積1,879㎡でございます。譲渡人は、飛鳥町野口■■■■さん。理由は、高齢になり耕作困難となったためということでございます。譲受人は飛鳥町神山■■■■さん。所有面積は80a、耕作面積は45aです。農作業歴は40年です。通作距離又は時間は、自宅より5分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大水稻栽培をするということでございます。次のページをお開きください。

3番、五郷町寺谷字大田■■■■番■■■、台帳田、現況休耕、面積110㎡ほか計3筆703㎡でございます。貸渡人は、五郷町和田■■■■さん。理由は、本業専念のためということでございます。借受人は、奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積とも214aです。農作業歴は13年です。通作距離又は時間は、自宅より15kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大茶栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきましては、16番■■■■委員が譲受人となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事の参与の制限の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、■■■■委員の退席をお願いします。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

譲渡人の■■■■さんですが、高齢になったため耕作困難となったわけでございます。譲受人の■■■■さんですが、農作業歴が15年ということでベテランでございます。機械ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。距離は家から5分ということで、特になんら問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 次に、所有権移転の2番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。

譲渡人は野口にお住まいの方で、高齢のために耕作管理ができないということで、杉谷さんに譲渡したいということです。譲受人は申請近くで1町2反ほどの水稻栽培を行っております。またコンバイン、田植機その他全部揃っており、ここは基盤整備をされた農地でございますが、8年以上経過しておりますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいた

します。

議 長 次に、所有権移転の3番について、五郷町お願いいたします。

18番(大橋委員) 18番、大橋です。

第1号議案3番の所有権移転について説明させていただきます。

譲渡人の■■■■さんは、若い方ではございますが、本業に専業したいということ、また農業については本人は全くやっていないということで、耕作困難ということで、今回譲渡したいということでございます。譲受人の■■■■さんは、76歳ではございますが農業規模拡大のため譲受をし、お茶の栽培を行うということでございます。この方は奈良県に住んでおりまして通うのには15分ほどかかりますが、草刈り機等以外にも必要な道具類はすべて揃えております。お茶の栽培に関しましては、大学院で勉強したり、中国へ行き研究したりしており、大変知識の深い方でございます。場所は国道309号線から少し入ったところに飛鳥神社があり、その下側の土地でございます。異さんに言わせますと、専業農家として自立していくためには2町5反程の面積はほしいというふうに言っておりました。今回これを買いましたので面積的には2町2反2畝と大変語呂合わせのいい数字となっております。地元としましては、2町近くの土地が荒れ、相続登記が難しく、地元で解決するのが困難な状況のなかで、相続関係知識も深くで自分でスムーズに手続きをしてくれておりまして、地元民としても人柄も大変良いということで、大変うれしく安心しておりますので何ら問題はないと思っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、報告事項1の熊野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、事務局から説明をいたさせます。事務局。
事務局（事務局長）

「熊野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案」を9月議会に上程し、可決されましたので、その内容を報告いたします。ご存じのとおり農業委員会等に関する法律が、農地利用の最適化を促進することを目的として改正され、平成28年4月1日に施行されました。

この改正により、農業委員会の委員の選出方法が「公選制」から「議会の同意を要する市町村長による選任制」に変更となり、委員の定数を地域の実情に応じて政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること、また農業委員とは別に、農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されることとなったことに伴い、従来の「熊野市農業委員会条例」を廃止し、新たに新制度における農業委員と推進委員の定数を定める必要があるため、新たに新制度における条例を制定したものであります。お配りしております条例をご覧ください。

第1条では、目的を定めております。委員の定数につきましては、農業者の数、農地面積等、政令で定める基準に従い、第2条で農業委員の定数を14人、第3条で推進委員の定数を7人としております。附則といたしまして第1項で、施行期日を平成30年4月1日からとするものとしており、平成30年4月より新制度に移行いたします。第2項については、選出方法が選挙から議会の同意を要件とする市町村長の選任制へと変更されたことから、「熊野市農業委員会条例」を廃止いたします。第3項については、「熊野市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正でございます。報酬につきましては、基本給と能率給を支給することとしており、能率給については、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、国から交付される交付金を財源として支給いたします。また、「農地利用最適化推進委員」の報酬の規定を追加しております。

なお、備考において能率給は、国からの農地利用最適化交付金決定後の支給となるため、年度末に遡及して支給することとしております。

以上が条例の内容でございます。

農業委員会制度の見直しの概要ですが、選出方法が、「公選制」は廃止され、農業委員は農業者、農業者が組織する団体その他関係者に候補者の推薦を求

めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、市長が議会の同意を得て任命することとされました。

推進委員の選出方法については、農業者等に対し、候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者を募集し、委嘱しなければならないとされております。定数につきましては、政令による定数上限の設定しております。農業委員につきましては、農業者数、農地面積で上限が決められており、熊野市については、14名となります。農業委員は、原則認定農業者が委員の過半数を占めなければなりません。しかし認定農業者の数が少ないなどの理由により原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、例外が設けられており、認定農業者のOBや各地区で農業者の中心と位置付けられた方でも認定農業者に準ずる者としてすることができます。認定農業者に準ずる者も含めて過半数に達しない場合には、議会の同意を得て少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするのでよいとされております。

また、利害関係者を有しない者を含めるようにしなければならないこと、年齢性別に著しい偏りが生じないよう配慮が必要とされております。

農地利用最適化推進委員の定数の上限については、農地面積100ヘクタールに1人（端数切り上げ）以下とされており、熊野市の場合、農地面積631ヘクタールで7人となります。

報酬の一部改正につきましては、基本給と能率給を支給することとしており、農業委員の基本給につきましては、改正前と同額で、推進委員につきましては、11,000円としております。能率給については、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、国から交付される農地利用最適化交付金を財源とし、交付額の確定後に遡及して年度末に支給することとしております。別紙をご覧ください。能率給の算定につきましては、活動実績に応じた交付金月額6千円、成果実績に応じた交付金月額14千円に農地集積・遊休農地の発生防止の目標達成率の上限の130%の評価点26点に農地利用最適化交付金実施要綱で定められた値9点で割り、委員の活動日数等で評価する係数1.3を掛けた額としており、交付金される月額の上限度額58,578円以内としております。成果実績分につきましては条件が厳しく、目標値は国から示されておりますが、熊野市においては即座に目標を達成することは難しいと思われま

※5で活動日数区分に係る係数を示しておりますが、活動日数が多い委員さ

んほど報酬が多くなるようになっております。

以上、条例についての説明を終わります。

議長 ただいまの報告事項1の事務局の説明につきまして、ご質問はございませんか。

18番（大橋委員） 能率給のところ、130%以上の評価点が26点となっておりますが、例えば100%であったらこの点数が減っていくという基準なのか。それにはまらなければ0ということでしょうか。

事務局 40%以上なければ成果実績に係る交付金がもらえないこととなります。達成率は40%から130%までございまして40%ですと1点、130%が13点となっております。担い手への農地集積と遊休農地の発生防止・解消がありまして、各々の最高点が13点となっており、合わせた26点が上限額となっております。40%の目標を達成しなければ交付金がもらえませんが、委員さんに支給される成果実績に係る部分の報酬はなしということになります。成果実績については、熊野市においては即座に目標を達成するのは難しい状況であると思われまますので、活動実績分のみでの支給となるのではと思っております。

18番（大橋委員） 目標達成率というのは熊野市全体でということですか。

事務局 はいそうです。

22番（浦坪委員） 条例の施行が平成30年4月1日となっているが、新しい委員さんは4月1日以降に選ばれることになるのか。

事務局 新制度に移行するのは平成30年4月1日ですが、農業委員については、議会の同意が必要となりますので、2月に定例会で人事の同意案を提出します。承認されればそこで決まるということになります。

15番（栗原委員） 定数は減っているが、割り当てというのはどうするのか。

事務局 14名の農業委員と7名の推進委員の21名で農業委員が推進委員のいない地区をカバーする場合がございます。各地区にはかならず農業委員か推進委員でカバーすることになります。

18番（大橋委員） 農業委員がいないところには推進委員を置くということになって、この地区には必ず誰かいるという風に考えると、飛鳥町から紀和町まで面倒をみるというよりも、飛鳥町は飛鳥の委員が見るということではないのですか。

事務局 各地区必ず農業委員さんか推進委員さんが担当するということとなります。

ので、案では推進委員4名でかなり広い地区をカバーすることとしておりますが、4名ではできないことも考えられますので、農業委員さんがそこに入っていただいて連携して活動を行うこととなります。推進委員は現場活動ということにはなっていますが、農業委員も同じように活動をしてもらいます。

1 1 番（室谷委員） 農業委員会の委員の選任に関する規則の第2条の推薦及び募集について、無いと思うのですが、たくさん立候補者がいた場合、また同じ地区でたくさん応募者あった場合、振り分けは事務局ですか。

事務局 定数からあふれたことになった場合、農業委員の選任に関する規則の中の候補者の選考するための選考委員会を設置することとなります。そこで地区のことも考慮しながら選考することになりますので、人数が多い地区は選考から外れる可能性もございます。選考委員会の中で協議し、決定することになります。

2 2 番（浦坪委員） 選考委員を作って地区配分をするということだが、その計画や経過について周知はするのか。この地区は農業委員になりました、この地区は推進委員になりましたと通知しなければ立候補することもできない。そのへんの段取りというのはどのように考えているのか。

事務局 農業委員と推進委員は同時に募集することになります。農業委員と推進委員と両方候補となることができ、応募や推薦された方を選考するということになります。農業委員、推進委員にはこの方候補となりましたということは、2月議会までには決まっていると思います

議 長 次に報告事項2の熊野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）等について、事務局から説明をいたさせます。

事務局（農政係長）

熊野市農業委員会の委員の選任に関する規則について説明いたします。新制度に係る農業委員会の委員を選出する規則を定めておきまして、委員候補者の推薦や応募の仕方、募集に係る周知の仕方や推薦応募の手続きに関する事項と、委員の選考委員会の設置することなどに関する規則となっております。第1条にはこの規則の趣旨、第2条では農業委員候補者の推薦及び募集に関すること。第3条では推薦または応募する者の資格に関すること、第4条、5条には周知に関することと手続き方法、第6条には推薦及び応募に関する状況の公表、第7条には候補者の選考にかかる選考委員会の設置について、第8条、9条には農業委員の選任と

委員の補充に関する記事を記載しております。第10条にはその他の事項を記載しております。また、農業委員会の選任については、市長が行うようになっており、市長部局が中心となって事務を行います。

続きまして、熊野市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程について説明いたします。農業委員会の農業委員と同じく推進委員を選任する規程を定めておりまして、委員候補者の推薦や応募の仕方、応募に係る周知の仕方や推薦応募の手続きに関する事項と、推進委員の選考委員会を設置することなどに関する事項を決めております。第1条にはこの規程の趣旨、第2条には推進委員の推薦と応募に関する事と各推進委員が担当する区域と区域を担当する推進委員の数、第3条、第4条には推薦方法及び応募方法に関する事、第5条には推薦及び応募に関する状況の公表、第6条には候補者の選考にかかる選考委員の設置と運営について、第7条では推進委員の補充に関する事、第8条にはその他の事項を記載しております。農地利用最適化推進委員の選任については、農業委員会の会長が委嘱を行うこととなっておりますので、農業委員会事務局が事務を行うこととなります。以上簡単ではございますが、熊野市農業委員会の委員の選任に関する規則と熊野市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程についての説明となります。なお、この規則と規程につきましては、現段階では案となっておりますが、来月の11月1日から施行することとしております。今後のスケジュールといたしまして、来月11月号の広報くまのへ農業委員と推進委員の募集について掲載いたします。募集の期間は11月6日月曜日から12月4日月曜日まで行い、来年1月中に選考委員会を開き、農業委員及び推進委員の候補者の決定を行います。農業委員については市議会へ人事案件として委員の同意案を提出します。推進委員については、農業委員会で推進委員の候補者選考委員会を置き、候補者の選考を行い、推進委員を決定いたします。新制度は来年4月からとなりますので、来年4月の第1回総会で市長が農業委員を任命し、その後農業委員会の会長を決定のうえ、推進委員の候補者についての総会の承認を受け、会長から委嘱を受けることとなります。以上でございます。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はございませんか。

17番（増田委員） 農業委員の規則の中で、第9条第1項で欠員が生じた場合は速

やかに補充に努めなければならないとなっているが、第2項で3分の1を超えた場合と書かれている。1名の欠員だったらやりませんよ、かなりの数の欠員がでなければ補充しないということになってくるわけですが、3分の1というのは必要でしょうか。本来は速やかに補充しないと、14名の3分の1というと5名が欠員とならないと補充しないということですので、2項は必要ないと思うのですが。

事務局 総務課行政係とも相談しまして、第2項が無くても問題ないということであれば削りたいと思います。

18番（大橋委員） この部分は国から決まってくる文書というよりも、市独自で決められた文書ということなのでしょうか。

事務局 この規則につきましては、農業委員会法に沿って必要な最低限の文言入れており、市の規則の作り方を踏まえて作成しております。

議長 わからないことがたくさんあると思いますが、ご疑念がございましたら事務局へなんでもお尋ねいただいたらと思います。

6番（森岡委員） 農業委員の関係の第7条ですが、熊野市農業委員候補者選考委員会を設置するとありますが、どこが設置するのでしょうか。

事務局 市の方で選考委員会を設置することとなります。

6番（森岡委員） 農業委員会の下でなく、市長の下で選考委員会があるということですね。

事務局 農業委員については、市長部局ということで市の方となります。

6番（森岡委員） 第9条の件ですが、1項は1人辞めても補充に努めなければならないと、2項では3分の1を超えたら速やかに補充しなければならないとこの違いを書いているのですね。

事務局 はいそうです。

議長 ただいまの報告事項については、大変関心の高い大切なことなので、思い付きがありましたら事務局の方へお尋ねいただいたらと思いますが、よろしいでしょうか

（異議なし）

これをもちまして、本日の総会に附議された議案は、全て議了いたしました。他に何かございませんか。

（なし）

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

次回の現地調査ですが、11月1日水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第33回総会は、11月10日金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第32回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時24分)

議事録署名委員

17番委員

18番委員

会長